

糸島市補助金設計書

所管課	農林水産課
-----	-------

補助金名称	崩落土砂等撤去費補助金
区分	⑤その他の事業補助（扶助的）
該当例規等	【内規】糸島市崩落土砂等撤去費補助金交付要綱

【長期総合計画体系】

基本目標3_みんなの命と暮らしを守るまちづくり

1 補助の目的

災害により居住家屋及び公益的施設へ山林の土砂等が崩落した時に、市民に対し土砂等の撤去費用を補助することで、安全な居住生活を確保することができ、精神的不安と経済的負担の軽減を図る。

※公益的施設は、「集会施設、福祉施設、学校施設、宗教施設をいう。ただし、国及び地方公共団体が管理するものを除く。」と定義しており、自治会が所有する集会所等や私立の保育所、幼稚園、老人ホーム等及び神社、寺院など。

2 成果指標

3 補助対象事業・補助対象者

【補助対象事業】

災害により居住家屋及び公益的施設(居住家屋等)へ山林の土砂等が崩落した場合において、土砂等を撤去する事業

【補助対象者】

災害により居住家屋等へ土砂等の崩落を受けた者

4 補助対象(外)経費

【補助対象経費】

土砂等の撤去費

5 補助率・補助限度額、積算根拠

【補助率】 % 又は 2 分の 1 以内

【補助限度額】 100,000 円

【積算根拠ほか】

土砂等の撤去費として業者に支払う費用の2分の1以内で、1件あたり10万円を超えない額を限度額とし、予算の範囲内で補助金を交付する。

6 補助期間(期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う)

令和 5 年度 まで